

●香川県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年5月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成19年6月1日	アシストジャパン訪問看護ステーション香川 丸亀市今津町749番地14	有限会社アシストジャパン 愛媛県松山市南高井町1817番地1
平成25年3月31日	丸亀市医師会訪問看護ステーション 丸亀市大手町2丁目1番7号丸亀市保健福祉センター3階	社団法人丸亀市医師会 丸亀市中府町5丁目1番3号